

運営理念

私たちは、高齢者が住み慣れた地域の中で、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するため、住まいと食事の安心を提供いたします。

ホームの特徴

★365日・24時間の安心体制です。

- ホーム内には、お世話する職員が365日、24時間体制で待機しています。
- 緊急時においても、協力医療機関と万全な医療体制を構築しており迅速に対応いたします。
- 協力医療機関との連携をとり、24時間連絡体制を確保しております。

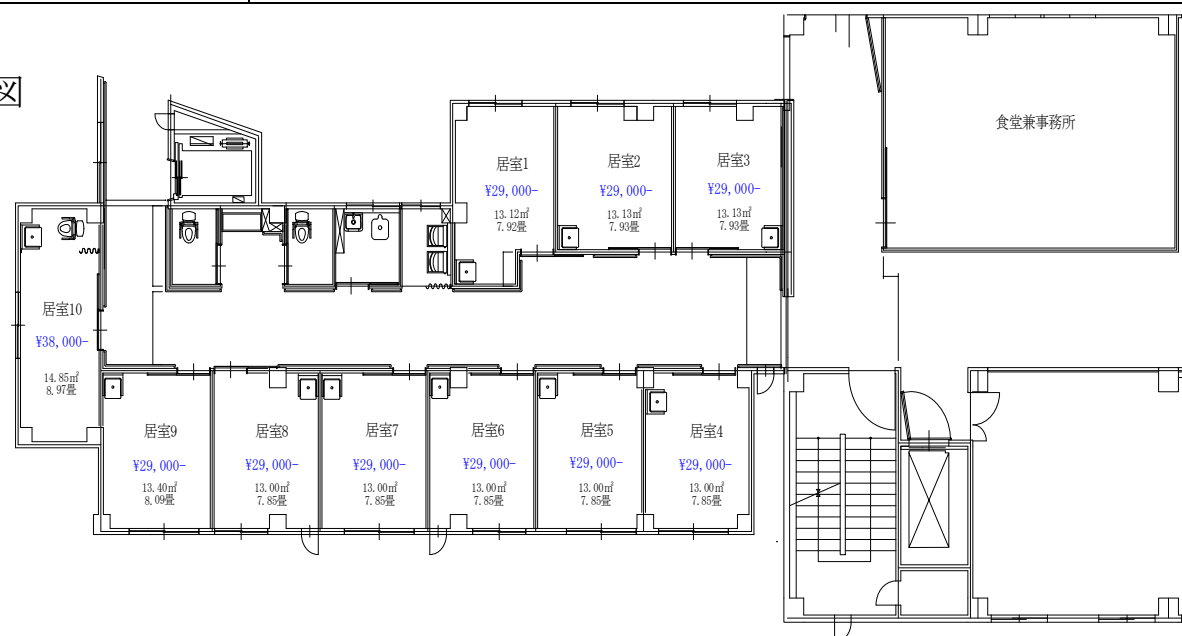
★幹線道路に近く、交通の便がとてよいです。

- 函館バス宮前町バス停から200m。幹線道路に近く通院やお買い物等に大変便利です。

施設の概要

施設名	有料老人ホーム		
施設の類型及び表示事項	類型	介護付有料老人ホーム	
	表示事項	居住の権利形態	利用権方式
		入居時の要件	自立・要支援・要介護
	介護保険	北海道指定介護保険特定施設及び指定介護予防特定施設	
	介護居室区分	個室（1人部屋）	
介護にかかわる職員体制	3：1以上		
事業主体	医療法人 鴻仁会		
建物の概要	鉄骨造5階建 延床面積 4792.24㎡ 賃借（抵当権設定あり）		
敷地の概要	2131.81㎡ 借地（抵当権設定あり）		
居室の概要	居室 10室、定員 10名 個室 2タイプ 13㎡：9室、15㎡：1室		
共用施設	食 堂：1箇所（2階） 浴 室：1箇所（3階） エレベーター：2箇所 共用トイレ：2箇所（2階） 共用洗面所：1箇所（2階） 洗濯室：2箇所（2階） 乾燥機：1箇所（2階）		
その他の設備	スプリンクラー、非常通報装置、消火設備、避難設備、各室コールボタン		

案内図



サービス内容

- 介護：時間毎の巡回、食事や排泄介助、ゆったりとした入浴等、入居者の皆様の意思に沿った介護を行います。
- 食事の提供：栄養士による献立によりバランスのとれた食事を提供します。
- 機能訓練：機能訓練指導員が入居者の皆様の個々の状況に応じた機能回復訓練を行います。生活リハビリの一環として、調理作業も取り入れています。
- 生活相談・助言：生活相談員が日常生活における心配や悩み事等のご相談にいつでも応じます。
- レクリエーション：利用者様の状況にあわせ日々の運動や娯楽等のレクリエーション、さらに毎月1回程度のイベントを提供します。
例えば、時節の折々にバスでの観光ドライブや映画鑑賞会等を行っています。また、生活リハビリの一環として、調理作業も取り入れています。
- 健康管理：年2回の定期健康診断の機会提供をし、協力医療機関と密接に連携することで、入居者の皆様の健康維持と緊急の対応に十分に配慮いたします。
- 体験入居：体験入居は可能です。但し、居室の空きがある時に限ります。
1泊2日（夕食・朝食代含む）2,500円

ご利用料

(1) 入居後の費用（月額利用料）

部屋の広さ	部屋数	家賃 (1部屋)	管理費 (光熱水費を含む)	リネン費	タオル費	食費	月概算利用 料金
8畳	9	¥29,000-	¥15,000/人	¥2,000/月	¥3,000/月	朝： ¥237- 昼： ¥263- 夕： ¥263- おやつ： ¥50-	¥73,390-
15畳（トイレ、洗面有）	1	¥38,000-	¥15,000/人			1日計 ¥813- 30日計 ¥24,390-	¥82,390-

※ 水道光熱費、リネン費、食費には消費税が含まれております。

※ 冬季間（11月～4月の6ヶ月間）は、暖房費として月額5,000円を別途ご負担いただきます。

(2) 特定施設入居者生活介護利用の場合の負担金（上記費用に追加されます、30日の場合）

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金	1割負担の方	¥15,990-	¥17,910-	¥19,980-	¥21,900-	¥23,940-
	2割負担の方	¥533-	¥597-	¥666-	¥730-	¥798-
		¥31,980-	¥35,820-	¥39,960-	¥43,800-	¥47,800-
		¥1,066-	¥1,194-	¥1,332-	¥1,460-	¥1,596-

(3) その他介護サービス費用

医療機関連携加算	サービス提供体制加算（30日）	介護職員処遇改善加算
1割負担 80円/月	1割負担 360円/月	（自己負担金+加算）×8.2%
2割負担 160円/月	2割負担 720円/月	

入居・退居等について

- 入居条件：① 概ね、65歳以上の方。ただしご夫婦の場合はどちらかが65歳以上であればご入居できます。
② 入居の優先順位は、介護の必要性や生活環境等を考慮し決定させていただきます。
③ 身元引受人を1名以上立てる事ができる方。
④ 自傷、他害のおそれがない方。
- 入居手続き：① 入居申込後、入居基準による審査を経て、入居契約の手続きを行います。
② 契約締結前に、担当者が重要事項説明書に基づいて説明を行いますので、十分納得の上でご契約願います。
③ 契約締結日から14日以内であれば、当方へ通知することで、契約を解除できます。
- 退去事由：① 契約上、禁止または制限された行為をした場合。
② 利用料が正当な理由がなく、しばしば滞納した場合。
③ 入居申込書に虚偽の事項を記載する等、不正な手段により入居した場合。
④ 入居者の行動が、他の入居者の生命、身体に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。